

『アグダスの書』：バハイの法、正当性と世界秩序

マーサ・L・シュワイツ

<概要>

バハオラの最も聖なる書である『アグダスの書』は、最近英訳されましたが、他の言語での翻訳もすぐ出る予定ですので、世界中のバハイがこの偉大な聖典を勉強することが可能になりました。この書のスケールは非常に大きいので、完全に理解することは不可能ですが、この論文の目指すところは、現代の一般の国家法や国際法と比べることによって、『アグダスの書』の理解を深めることにあります。

論文の第一部は、『アグダスの書』に含まれている法と、組織を定める規定とを分析・分類します。『アグダスの書』は、政府の権威体制を作ると同時に、その制限をし、また、周りの変化に順応する方法を定める機能を持ちますので、憲法に似ています。実は、バハイ教の守護者ジョージ・エフェンデイは、『アグダスの書』を未来の世界文明の憲法と呼びました。バハイ学者ミルザ・アル・ファトル氏によると、『アグダスの書』の法は3種類に分けられます。礼拝に関する法令や規定、主に個人の利益を生ぜしめる法（例えば清潔を定める法）、と社会に関する法です。この社会に関する法を分析し、それが下記に説明するバハイの原則と一致すれば、未来において完全に実施される法制度の中核になることを説明します。

論文の第二部は、法と原則の関係を検討します。ある法典を読むだけでは、その法が、ある社会にどのように適用されるかは分かりません。その社会の基礎となる原則も知らなければなりません。ですから、ここで、『アグダスの書』と他のバハイ聖典に含まれている大きな社会に関する原則と、ある特定のバハイの法律原則を指摘します。こうした原則は、他の制度と違ったバハイの法律と政府を未来に生み出すでしょう。この原則と法律の関係を具体的に理解できるように、バハオラが説いた「男女平等」という原則を考えながら、『アグダスの書』において男女を区別する法を検討します。

最後の部分は、法制度の正当性に関する、国際法分野における現代の考え方を説明します。国際人権法の出現は、国際法制度を、国家政府の利益ばかりを重んじる制度から、人類の利益に貢献する制度に変えようとしています。正当性は、人権を保障することと同じであると考えられるようになりつつあります。バハオラの世界秩序の基礎となる、普遍的な正義の原則は、この過程の中にはほめかされていません。